議案第63号

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年6月4日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部 を改正する条例

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成 28 年加西市 条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議事項)

所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令(平成30年総務省令第16号)の施行に伴い、企業の拠点強化に関する課税の特例の適用期限が2年間延長されたこと、条文中に引用する計画名等が変更されたことから、所要の改正を行うもの。